



～ マイナンバー制度がはじまります ～



- ◇ マイナンバー（個人番号）は、国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。
- ◇ 平成27年10月以降に番号が通知され、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が始まります。
- ◇ マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されません。大切にしてください。

おしえて！ マイナンバー Q&A

【マイナンバーの基本的な質問にお答えします】

- Q1 マイナンバーって？ 何のために導入されるの？
- Q2 自分のマイナンバーは、いつわかるの？
- Q3 平成27年10月に「通知カード」が届くと聞いたけど・・・「通知カード」って何？
- Q4 平成28年1月から「個人番号カード」が発行される？ 「通知カード」と何が違うの？
- Q5 マイナンバーは「いつから」「誰が」「どのような時に」使うの？
- Q6 マイナンバーは自由に使っているの？ 個人の情報管理は安全なの？
- Q7 個人番号カードに関する質問
- Q8 個人情報の保護に関する質問
- ◆ 法人番号をご存知ですか？（ご参考）

マイナンバー制度に関するお問い合わせ

ご不明な点は
マイナンバーの
コールセンター

マイナパ-
0570-20-0178
まで

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

政府広報オンライン

<http://www.gov-online.go.jp>

マイナンバー公式 twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

Q1 マイナンバーって？ 何のために導入されるの？	
	Q1- 1 マイナンバーって何？ Q1- 2 何のために導入されるの？ Q1- 3 どんなメリットがあるの？
Q2 自分のマイナンバーは？ いつわかるの？	
	Q2- 1 自分のマイナンバーは何番？ いつわかるの？ Q2- 2 マイナンバーは何桁？ アルファベットも含まれるの？ Q2- 3 マイナンバーは希望すれば自由に変更する事ができるの？ Q2- 4 住民票を有していない人にもマイナンバーは指定されるの？
Q3 平成27年10月に「通知カード」が届くと聞いたけど・・・「通知カード」って何？	
	Q3- 1 通知カードとは？ Q3- 2 通知カードの送付方法を教えて？ Q3- 3 家族と同居している場合、通知カードはどのように送付されるの？ Q3- 4 通知カードが届かなかった場合、どうすればいいの？ Q3- 5 事情があって住民票を現在の住所に変更できない場合、どうすればいいの？
Q4 平成28年1月から「個人番号カード」が発行される？ 「通知カード」と何が違うの？	
	Q4- 1 個人番号カードとは？ Q4- 2 個人番号カードは何に使えるの？ 通知カードとどう違うの？
Q5 マイナンバーは「いつから」「誰が」「どのような時に」使うの？	
	Q5- 1 マイナンバーは、いつから使われるの？ Q5- 2 マイナンバーの利用に制限はあるの？ Q5- 3 マイナンバーは、具体的にどのような行政事務に使われるの？ Q5- 4 民間企業などにマイナンバーの提示を求められることはあるの？
Q6 マイナンバーは自由に使っているの？ 個人の情報管理は安全なの？	
	Q6- 1 マイナンバーは、自由に使っているの？ Q6- 2 個人情報、適切に保護されるの？ Q6- 3 もしマイナンバーが漏えいしたら！ なりすましなどで悪用されないの？ Q6- 4 自分のマイナンバーがどのように利用されているか知りたい。確認する方法はあるの？ Q6- 5 マイポータルについて もう少しくわしく教えて？
Q7 個人番号カードに関する質問	
	Q7- 1 個人番号カードは、必ず取得しなければいけないの？ Q7- 2 個人番号カードを取得するにはどうすればいいの？ Q7- 3 個人番号カードは、いつから交付を受けられるの？ Q7- 4 個人番号カードの発行手数料はかかるの？ Q7- 5 個人番号カードには写真が添付されるの？ 写真サイズなどの決まりはあるの？ Q7- 6 個人番号カードに有効期限はあるの？ Q7- 7 個人番号カードに暗証番号はあるの？ Q7- 8 個人番号カードの交付を受ける際、本人確認はどのように行うの？ Q7- 9 通知カードや個人番号カードの記載内容に変更があった。 どうすればいいの？ Q7-10 現在の住基カードはどうなるの？ Q7-11 レンタル店やスポーツクラブ入会の際、個人番号カードを身分証明書として使えるの？
Q8 個人情報の保護に関する質問	
	Q8- 1 医療（病歴、投薬等）の情報まで筒抜けになってしまうの？ Q8- 2 「あらゆる情報を一元管理する」と聞きました・・・ 本当なの？ Q8- 3 アメリカや韓国のように なりすましが多発することはないの？ Q8- 4 個人番号カードのICチップから情報が筒抜けにならないの？ Q8- 5 自分のマイナンバーを取り扱う際に気を付けることは何？ Q8- 6 他人のマイナンバーを収集してはいけないの？ Q8- 7 番号法にはどのような罰則があるの？
◆ 法人番号をご存知ですか？（ご参考）	



マイナンバーは一生使うものです 大切にしてください



Q1 マイナンバーって？ 何のために導入されるの？

Q1-1 マイナンバーって何？

- A) 平成27年10月以降、日本国内の市区町村に住民登録のあるすべての方に通知される12桁の番号です。マイナンバーは一生使うもので、原則として変更されません。
なお、「マイナンバー」とは通称で、法律上の正式名称は「個人番号」といいます。

Q1-2 何のために導入されるの？

- A) マイナンバーは、住民票を有するすべての方に1人1つの番号を持ってもらい、「社会保障」「税」「災害対策」の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

Q1-3 どんなメリットがあるの？

- A) マイナンバーは、行政の効率化や国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会基盤であり、期待される効果には、大きく3つあげられます。

公平・公正な社会の実現	行政が国民の所得状況などを把握しやすくなり、適正な給付やきめ細やかな支援を行えるようになります
国民の利便性向上	申請時に必要な住民票や所得証明書などの資料の添付を省略できるようになります
行政の効率化	行政での業務や手続きが、より正確に、スムーズに行えるようになります



Q2 自分のマイナンバーは？ いつわかるの？

Q2-1 自分のマイナンバーは何番？ いつわかるの？

- A) マイナンバーを記載した「通知カード」を平成27年10月以降送付しますので、この「通知カード」で確認できます。また、平成28年1月以降、申請により「個人番号カード」の交付を受けることができます。この「個人番号カード」にもマイナンバーが記載されます。

Q2-2 マイナンバーは何桁？ アルファベットも含まれるの？

- A) マイナンバーは数字のみの12桁の番号になります。

Q2-3 マイナンバーは希望すれば自由に変更する事ができるの？

- A) 番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。マイナンバーは、大切にしてください。

Q2-4 住民票を有していない人にもマイナンバーは指定されるの？

- A) マイナンバーは住民票コードを基礎にして作成されるため、国外に滞在されている方などで、住民票がない場合はマイナンバーを指定することができません。住民票が作成されれば、マイナンバーの指定対象となります。外国籍でも住民票のある方には、マイナンバーが指定されます。



Q3 平成27年10月に「通知カード」が届くと聞いたけど…「通知カード」って何？

Q3-1 通知カードとは？

- A) 通知カードは、券面にマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載された紙製のカードを予定しています。通知カードはすべての方に送られますが顔写真が入っていないので、本人確認の時には、顔写真が入った証明書などが別途必要になります。

Q3-2 通知カードの送付方法を教えて？

- A) 通知カードは平成27年10月以降に、原則として住民票の住所に簡易書留で送付予定です。通知カードを確実に受け取るため、住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、住所変更の手続きをしてください。

Q3-3 家族と同居している場合、通知カードはどのように送付されるの？

- A) 世帯主宛に送付される予定です。

Q3-4 通知カードが届かなかった場合、どうすればいいの？

- A) 役場町民課にご相談ください。

Q3-5 事情があって住民票を現在の住所に変更できない場合、どうすればいいの？

- A) 役場町民課にご相談ください。



Q4 平成28年1月から「個人番号カード」が発行される？ 通知カードと何が違うの？

Q4-1 個人番号カードとは？

- A) 個人番号カードは、券面にマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載され、本人の顔写真が表示されます。平成27年10月以降に通知カードでマイナンバーが通知されたあとに、市区町村に申請すると、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

Q4-2 個人番号カードは何に使えるの？ 通知カードとどう違うの？

- A) 個人番号カードは、住民基本台帳カードと同様、ICチップのついたプラスチック製のカードを予定しており、本人確認の身分証明書として使用できるほか、e-Taxなどの電子申告等が行える電子証明書も標準搭載されます。一方、通知カードは紙製のカードを予定しており、券面にマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載されますが、顔写真は表示されません。なお、通知カード単体では本人確認ができないため、あわせて身分証明書等の提示が必要になります。



Q5 マイナンバーは「いつから」「誰が」「どのような時に」使うの？

Q5-1 マイナンバーは、いつから使われるの？

- A) マイナンバーの利用については、平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の分野で行政機関などに提出する書類にマイナンバーを記載することから利用が開始されます。

Q5-2 マイナンバーの利用に制限はあるの？

- A) マイナンバーは「社会保障」「税」「災害対策」の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続きでしか使用することができません。

Q5-3 マイナンバーは、具体的にどのような行政事務に使われるの？

A) 想定される主な事務は、次のとおりです（一例）。

社会保障	税	災害対策
年金の資格取得・確認、給付 雇用保険の資格取得・確認、給付 ハローワークの事務 医療保険の給付請求 福祉分野の給付、生活保護 など	税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載 税務当局の内部事務 など	被災者台帳の作成事務 被災者生活再建支援金支給事務 など

※ このほか、「社会保障」「税」「災害対策」に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

Q5-4 民間企業などにマイナンバーの提示を求められることはあるの？

A) 民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続きを行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。また、証券会社や保険会社等でも、年金・配当金・保険金等の税務処理を行っています。平成28年1月以降（厚生年金、健康保険は平成29年1月以降）は、これらの手続きを行うためにマイナンバーが必要となります。企業や団体にお勤めの方や証券会社・保険会社等との取引がある方は、民間企業などにもマイナンバーの提示を求められる場合があります。



Q6 マイナンバーは自由に使っているの？ 個人の情報管理は安全なの？

Q6-1 マイナンバーは、自由に使っているの？

A) Q5-2にもあるようにマイナンバーの利用については、法律や自治体の条令に規定された事項に限られます。法律等で定められた以外の目的で他人に提供することはできません。また、他人のマイナンバーを不正に入手することは処罰の対象となっています。

Q6-2 個人情報、適切に保護されるの？

A) マイナンバー制度では、個人情報を一元管理（一か所にまとめて管理）するのではなく、年金は年金事務所、税の情報は税務署、児童手当の情報は役場など、これまで通り分散して管理します。また、行政機関で情報のやりとりをするときには、マイナンバーを直接使わず別の符号を用いた情報連携をしたり、システムにアクセスする人を制限したり、通信する場合は暗号化を行うなどして、法律等で認められた情報を認められた目的でのみ使うことができるシステムがとられます。

Q6-3 もしマイナンバーが漏えいしたら！ なりすましなどで悪用されないの？

A) マイナンバー制度の開始後も個人情報は分散管理され、同じところで管理されることはありません。また、役所間で情報をやりとりする際には、マイナンバー以外の役所ごとに異なる符号を用いますので、一か所で漏えいがあったとしても他の役所間では遮断されます。したがって、仮に一か所でマイナンバーが漏えいしたとしても、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとなっています。

Q6-4 自分のマイナンバーがどのように利用されているか知りたい。確認する方法はあるの？

A) 平成29年1月から、「情報提供等記録開示システム」（マイポータル）が稼働予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかをご自身で確認することが可能になる予定です。

Q6-5 マイポータルについて もう少しくわしく教えて？

A) マイポータルを利用すれば、行政機関が自分の情報をいつ、どことやり取りしたのか確認できるほか、以下のような機能が入る予定です。

自己情報表示機能	自分の特定個人情報について「いつ」「誰が」「なぜ」提供したのかを確認する機能
自己情報開示機能	行政機関等が持っている自分の特定個人情報について確認する機能
プッシュ型サービス	一人ひとりに合った行政機関等からのお知らせを表示する機能
ワンストップサービス	複数の行政機関に渡る手続きを一度に一か所で行うことができる機能



Q7 個人番号カードに関する質問

Q7-1 個人番号カードは、必ず取得しなければいけないの？

A) 個人番号カードの取得は強制ではありません。本人の申請により交付されます。しかし、個人番号カードは、各種手続きにおけるマイナンバーの確認及び本人確認の手段として用いられるなど、国民生活の利便性向上に資するものであり、国ではできるだけ多くの皆様に取得していただくよう普及を推進しています。

Q7-2 個人番号カードを取得するにはどうすればいいの？

A) 通知カードに同封される交付申請書に署名又は捺印のうえ写真を添付して返信してください。その後、交付通知書が届きましたら、役場町民課で交付を受けることができます。その際には、通知カード、交付通知書、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）のほか、本人確認のため身分を証明するものが必要となります。

Q7-3 個人番号カードは、いつから交付を受けられるの？

A) 個人番号カードは、通知カードに同封される交付申請書を返送するなどして、平成 28 年 1 月以降に交付を受けることができます。

Q7-4 個人番号カードの発行手数料はかかるの？

A) 現在、国で「初期発行の際は無料」とする方向で検討しています。

Q7-5 個人番号カードには写真が添付されるの？ 写真について決まりはあるの？

A) 顔写真が券面に添付されます。顔写真は、申請前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、無背景のものを、ご自身でご用意いただきます。

Q7-6 個人番号カードに有効期限はあるの？

A) 国では、20 歳以上の方は 10 年、20 歳未満の方は容姿の変化を考慮し 5 年とする方向で検討しています。

Q7-7 個人番号カードに暗証番号はあるの？

A) 手続きの詳細は未定ですが、複数の暗証番号を設定していただく予定です。

Q7-8 個人番号カードの交付を受ける際、本人確認はどのように行うの？

A) 個人番号カードの交付を受ける際は、原則としてご本人が役場窓口に出向いていただき、本人確認を行う必要があります。ただし、病気や障害などによりご本人が出向くことが難しい場合は、ご本人の指定する方が変わりに交付を受けることができます。

Q7-9 通知カードや個人番号カードの記載内容に変更があった。 どうすればいいの？

A) 引越しなどで住所が変わるときは、住所変更手続きの際に通知カードや個人番号カードを窓口までお持ちください。それ以外の場合でもカードの記載内容に変更があったときは、14 日以内に届け出て記載内容の変更をしてください。

Q7-10 現在の住基カードはどうなるの？

- A) 平成 28 年 1 月を予定している個人番号カードの交付開始以降、住基カードの新規発行は行いませんが、平成 27 年 12 月以前に発行された住基カードの有効期間内については引き続きご利用いただけます。なお、住基カードと個人番号カードの重複所有はできません。個人番号カード交付時に住基カードは回収させていただきます。

Q7-11 レンタル店やスポーツクラブ入会の際、個人番号カードを身分証明書として使えるの？

- A) 個人番号カードの券面には、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が記載されており、レンタル店などでも身分証明書として広くご利用いただけます。ただし、カードの裏面に記載されているマイナンバーをレンタル店などに提供することはできません。また、レンタル店などがマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることは禁止されています。



Q8 個人情報の保護に関する質問

Q8-1 医療（病歴、投薬等）の情報まで筒抜けになってしまうの？

- A) マイナンバーは、法律や条例で定めた事務以外での利用は厳密に制限されています。現時点で病歴等の医療情報は番号制度の対象になっていません。

Q8-2 「あらゆる情報を一元管理する」と聞きました・・・ 本当なの？

- A) Q6-2 にもあるように個人情報の管理にあたっては、今まで各行政機関で管理していた個人情報は引き続き当該機関で管理し、必要な情報を必要ときだけやりとりする「分散管理」の仕組みを採用しています。マイナンバーをもとに特定の機関に個人情報が集まることはなく、そこから個人情報がまとめて漏れることのない仕組みがとられています。

Q8-3 アメリカや韓国のように なりすましが多発することはないの？

- A) 海外のなりすましの事案は、番号のみでの本人確認や、番号に利用制限がなかったこと等が影響したと考えられるため、日本の番号制度では、厳格な本人確認の義務付けや利用範囲の法律での限定などの措置を講じています。

Q8-4 個人番号カードの ICチップから情報が筒抜けにならないの？

- A) 個人番号カードの ICチップには、税や年金の情報などプライバシー性の高い情報は記録されませんので、それらの情報はカードからは判明しません。

Q8-5 自分のマイナンバーを取り扱う際に気を付けることは何？

- A) マイナンバーは、生涯にわたって利用する番号です。忘失したり、漏えいしたりしないよう大切に保管してください。法律や条例で決められている社会保障、税、災害対策の手続で行政機関や勤務先などに提示する以外は、むやみにマイナンバーを他人に教えないようにしてください。また、他の手続のパスワードなどにマイナンバーを使うことも避けてください。

Q8-6 他人のマイナンバーを収集してはいけないの？

- A) 社会保障、税、災害対策の手続に必要な場合など、法律で定められている場合を除き、他人のマイナンバーの提供を求めたり、マイナンバーを含む特定個人情報を収集・保管したりすることは、本人の同意があっても禁止されています。

Q8-7 番号法にはどのような罰則があるの？

A) 番号法では、個人情報保護法よりも罰則の種類が多く、法定刑も重くなっています。

行 為	法定刑
個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役 or 200万円以下の罰金 or 併科
上記の者が不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役 or 150万円以下の罰金 or 併科
情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上
人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し又は財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役 or 150万円以下の罰金
国の機関の職員等が、職権を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役 or 100万円以下の罰金
偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役 or 50万円以下の罰金



◆ 法人番号をご存知ですか？（ご参考）

- 平成27年10月から、株式会社や有限会社などの法人に13桁の「法人番号」が割り振られます。
- 法人番号には利用範囲の制約がありませんので、誰でも自由に使用することができます。
- 法人番号は「国の機関」「地方公共団体」「設立登記法人」に指定されます。
- 法人番号は、1法人に対して1番号のみ指定されます。法人の支店や事業所に法人番号は指定されません。
- 個人事業主は法人でないため、法人番号は指定されません。
- 法人番号は、書面により国税庁長官より通知される予定です。
- 法人番号はインターネットを通じて公表が予定されています。
- 公表される情報は、法人番号の指定を受けた者の「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」「法人番号」の3項目です。
- 法人番号は「法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。」のキャッチフレーズのとおり、誰でも自由に利用できます。法人番号を公表することで、この番号を軸とした法人同士のつながりを強くしたり、新しいサービスに使われることを想定しています。